

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」研修開催のご案内

各 位

2017年（平成29年）10月20日

福岡県弁護士会

会 長

作 間 功

高齢者・障害者等委員会委員長

有 馬 裕

皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡県弁護士会では、恒例の「あいゆう」研修を、別紙の通り、平成29年11月28日（火）、福岡市中央区の「ふくふくプラザ」にて行います。

午前の研修は、まず、本年7月に発生した九州北部豪雨災害における被災者の実情と具体的な支援活動について、弁護士および社会福祉士のそれぞれの観点から報告を行います。併せて、今後の支援活動における課題や目指すべき方向性等について検討していきます。

次に、昨年度の研修でも取り上げた弁護士会の「触法障害者支援スキーム」について、刑事事件の被疑者・被告人となった障害のある方に対する弁護活動を、実例を交えながらご紹介いたします。

午後の研修は、まず、成年後見制度の市町村長申立てと高齢者虐待をテーマに取り上げます。成年後見制度の市町村長申立ては、高齢者・障害者の権利擁護の観点から積極的な活用が求められますが、現状では必ずしも十分に利用されているとは言い難い面があります。今回、成年後見制度の市町村長申立ておよび成年後見制度利用支援事業の解説、福岡県内の利用状況をふまえて、高齢者虐待対応において実際に市長申立てを実施した2つの自治体の具体的事例を紹介しながら、その必要性や課題等について考察を深めていきます。

最後に、いわゆるJR東海事件の最高裁判決を取り上げます。認知症高齢者が線路に立ち入り列車と衝突して損害を受けたとして、鉄道会社が遺族に損害賠償を求めた同事件は、社会的にも注目を集めました。昨年3月に最高裁判決が下されました。同事件は、以前本研修でも取り上げましたが、今回、最高裁判決が出たことを踏まえ、その判断内容や射程、今後の展望等を考察していきます。

下記の要領にて、ご参加の有無を、福岡県弁護士会 河村 職員宛て、FAXして頂きますようお願い申し上げます。なお、会場の都合上、万が一申込人数が定員に達した場合には、やむを得ず申込を締め切らせて頂く可能性がありますので、何卒ご容赦下さい。

* 各機関にて出席者をお取りまとめ頂き、下記記入欄にご参加の人数をご記入下さい（参加者がおられない場合、返信は不要です）。また、手話通訳、要約筆記等の情報保障のご要望の有無・内容もご教示下さい。

* ご回答は、平成29年11月10日（金）までをお願いします。

なお、会場に空席がある場合は研修当日の参加受付も可能ですが、手話通訳等の情報保障手段は、事前の参加申込の内容によっては準備されていない場合がございますので、情報伝達に配慮を要する場合は、本書による事前の参加申込により情報保障のご要望を行って頂きますようお願い申し上げます。

* 当日、お1人1,000円の資料代を頂戴いたします。ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

* この研修につきご不明な点がございましたら、福岡県弁護士会事務局 河村 職員（電話092-741-6416）までご連絡下さい。

福岡県弁護士会（担当：河村）行 FAX 092-715-3207

平成29年11月28日の「あいゆう」研修に、次のとおり参加します。

ご機関名 _____

ご参加代表者氏名（フルネーム） _____

ご住所 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

ご参加人数 合計 _____ 名

情報保障のご要望 有（手話通訳・要約筆記・その他（具体的に））・無